

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	秋津地区 (沼山津上、沼山津下、中無田、西無田、新村)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年11月22日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は、昭和の終わりに県営事業で基盤整備された農地で米・麦・大豆がブロックローテーションで計画的に作付けされ、小玉スイカ等の施設園芸も盛んであるが、全国的な傾向と同様に農業従事者の減少及び高齢化が進行している地域である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農事組合法人秋津営農組合を中心にブロックローテーション方式による水稻・麦・大豆栽培に取り組んでおり、営農組合などに農地の集積・集約化を進めるとともに、農作業の効率化を図るため、スマート農業の導入に取り組む。
さらに、栽培技術の高位平準化や地域内のカントリーエレベーター活用により、安定生産や高品質化を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	166.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	157.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、営農組合を中心に農用地の集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域の農地を農地中間管理機構への貸し付けを進め、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
—
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、多様な経営体を募集し、栽培技術の指導や農地のあっせんなど、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
—

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

- ①カモによる食害が拡大しないよう鳥害防止装置等を設置するとともに、市や猟友会などと連携して速やかに対応できる体制を構築する。
- ③スマート農業等を導入し、農作業の負担軽減や効率的な農業経営を図る。